

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。
学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について、下記の通りお知らせします。

記

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、引き続き行うこと
 - ・ 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- 感染状況が落ち着いている平時においては、
 - ・ 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります
 - ・ 昼食等の場面においては、「黙食」の必要はありません
- 出席停止について
 - ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします
(今までのような、生徒本人の発熱等風邪症状（ワクチン接種後を含む）で休む場合は欠席となります)
 - * 無症状の感染者の出席停止の期間は、検査した日から5日を経過するまで
 - * 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す
 - * 発症した日、症状が軽快した日を0日とし、翌日から起算する
 - * 新型コロナウイルス感染症において、出席停止の期間を短縮することは基本的に想定しない
 - * 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する
- 濃厚接触者について
 - ・ 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなります
 - * 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また、感染対策を行わずに飲食を共にした者等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはしない

なお、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、出席停止等の取り扱いが変更となった場合は速やかにお知らせいたします。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

その他ご質問ご相談等がある場合は、各年次の教員にご相談ください。

〈本件連絡先〉
兵庫県立尼崎稲園高等学校
TEL. 06-6422-0271